

総社市告示第1号

総社市住民税非課税世帯等に対する価格高騰重点支援給付金支給事業実施要綱（令和5年総社市告示第83号）の一部を次のように改正する。

令和6年1月9日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条号」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条号とし、移動後条号に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条号（以下「追加条号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 追加支給対象者 令和5年12月1日（住定日が令和5年12月2日から令和6年3月31日までの間の者）<u>にあつては、当該日。以下「追加基準日」という。</u>において市内に住所を有する者であつて、住民税非課税世帯又は追加支給家計急変世帯の世帯主であるものをいう。</p> <p>(6) 略</p> <p><u>(7) 子育て世帯加算対象児童 平成17年4月2日以降に出生した者であつて、追加基準日において追加支給対象者又は追加支給対象者との世帯に属する者の被扶養者であるものをいう。</u></p> <p>(住民税非課税世帯の追加支給手続の特例)</p> <p>第16条 市は、第3条第1項の規定による価格高騰重点支援給付金の支給の際に金融機関の口座の通知を行った住民税非課税世帯の追加支給対象者に対する価格高騰重点支援給付金の追加支給については、確認書の送付</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 追加支給対象者 令和5年12月1日（住定日が令和5年12月2日から令和6年3月29日までの間の者）<u>にあつては、当該日。以下「追加基準日」という。</u>において市内に住所を有する者であつて、住民税非課税世帯又は追加支給家計急変世帯の世帯主であるものをいう。</p> <p>(6) 略</p> <p>(住民税非課税世帯の追加支給手続の特例)</p> <p>第16条 市は、第3条第1項の規定による価格高騰重点支援給付金の支給の際に金融機関の口座の通知を行った住民税非課税世帯の追加支給対象者に対する価格高騰重点支援給付金の追加支給については、確認書の送付</p>

改正後	改正前
<p>に代えて、価格高騰重点支援給付金支給通知（以下「支給通知」という。）による確認を求めることができる。</p> <p>2 略 （追加支給に関する準用）</p> <p>第17条 第3条第3項から第14条までの規定は、価格高騰重点支援給付金の追加支給について準用する。この場合において、第3条第3項中「第1項」とあるのは「第15条第1項」と、第4条、第5条、第8条第1項、第9条から第11条まで並びに第12条第1項及び第3項中「支給対象者」とあるのは「追加支給対象者」と、第5条中「家計急変世帯の」とあるのは「追加支給家計急変世帯の」と、第6条第2項及び第7条第2項中「令和5年10月31日」とあるのは「令和6年3月31日」と、第9条中「基準日」とあるのは「追加基準日」と、第12条第2項中「令和5年11月30日」とあるのは「令和6年4月30日」と読み替えるものとする。</p> <p><u>（子育て世帯加算の支給等）</u></p> <p>第18条 市は、子育て世帯加算対象児童を有する追加支給対象者（以下「子育て世帯加算支給対象者」という。）に対し、子育て世帯加算として価格高騰重点支援給付金を支給（以下「加算支給」という。）するものとする。</p> <p>2 前項の規定により子育て世帯加算支給対象者に対して加算支給する価格高騰重点支援給付金の額は、子育て世帯加算対象児童1人につき5万円とする。</p> <p><u>（子育て世帯加算の支給手続等）</u></p> <p>第19条 市は、子育て世帯加算支給対象者に対し、支給通知を送付し、加算支給の確認を求めるものとする。ただし、子育て世帯加算支給対象者のうち、令和5年12月2日以降に出生した子育て世帯加算対象児童を有する追加支給対象者、別世帯に子育て世帯加算対象児童を有する追加支給対象者のほか、子育て世帯加算対象児童の確認を要する追加支給対象者に対しては、支給通知の送付に代えて、価格高騰重点支援給付金（子育て世帯分）申請書（請求書）（以下「子育て世帯申請書」という。）による価格高騰重点支援給付金の請求を求めることができる。</p> <p>2 市長は、支給通知を受けた子育て世帯加算支給対象者から特段の申出がないときは、価格高騰重点支援給付金の加算支給を決定し、加算支給を決定した子育て世帯加算支給対象者に対し、価格高騰重点支援給付金を加算</p>	<p>に代えて、価格高騰重点支援給付金支給通知による確認を求めることができる。</p> <p>2 略 （追加支給に関する準用）</p> <p>第17条 第3条第3項から第14条までの規定は、価格高騰重点支援給付金の追加支給について準用する。この場合において、第3条第3項中「第1項」とあるのは「第15条第1項」と、第4条、第5条、第8条第1項、第9条から第11条まで並びに第12条第1項及び第3項中「支給対象者」とあるのは「追加支給対象者」と、第5条中「家計急変世帯の」とあるのは「追加支給家計急変世帯の」と、第6条第2項及び第7条第2項中「令和5年10月31日」とあるのは「令和6年3月29日」と、第9条中「基準日」とあるのは「追加基準日」と、第12条第2項中「令和5年11月30日」とあるのは「令和6年4月30日」と読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>支給するものとする。</u></p> <p>3 <u>市長が前項の規定による加算支給の決定を行った後、価格高騰重点支援給付金として加算支給を行う手続を行ったにもかかわらず、口座解約又は変更等により令和6年4月30日までに価格高騰重点支援給付金の振込ができない場合は、本件契約は解除される。</u> <u>(子育て世帯申請書に係る受付開始日及び提出期限)</u></p> <p><u>第20条 市が子育て世帯申請書の提出を行った者に対して加算支給する価格高騰重点支援給付金に係る市への申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。</u></p> <p>2 <u>子育て世帯申請書の提出期限は、やむを得ない場合を除き、令和6年3月31日までとする。</u> <u>(加算支給に関する準用)</u></p> <p><u>第21条 第8条から第14条まで(第12条第2項を除く。)の規定は、価格高騰重点支援給付金の加算支給について準用する。この場合において、第8条第1項、第9条から第11条まで並びに第12条第1項及び第3項中「支給対象者」とあるのは「子育て世帯加算支給対象者」と、第8条第1項中「確認書及び申請書(以下「確認書等」という。)」とあるのは「子育て世帯申請書」と、第8条第1項及び第10条中「確認書等を」とあるのは「子育て世帯申請書を」と、第9条中「基準日」とあるのは「追加基準日」と、第10条中「第8条第1項」とあるのは「第21条の規定により読み替えて適用する第8条第1項」と、第11条及び第12条第1項中「確認書等」とあるのは「子育て世帯申請書」と、第12条第1項中「第6条第2項及び第7条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同条第3項中「申請書」とあるのは「子育て世帯申請書」と読み替えるものとする。</u> <u>(その他)</u> <u>第22条 略</u></p>	<p>(その他) <u>第18条 略</u></p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。